

給与支払い報告書を提出してください

今

年も給与支払報告書等を提出していただく時期になりました。

次の事項にご留意のうえ、提出いただくようお願いいたします。

また、郵送でも受付しています。

【提出期限】平成20年1月31日（木）

※毎年期限前になりますと、窓口が大変混雑しますので早めの提出をお願いします。

・提出先 洞爺湖町役場税務財政課（〒049-5692 洞爺湖町栄町58番地）

・提出いただく書類 給与支払報告書の総括表及び個人別明細書（洞爺湖町在住者分）

●給与支払報告書（個人別明細書）について

・住所は、平成20年1月1日現在で実際に住んでいる住所を記入してください。

（住民票がない場合でも、通年その市区町村で生活していた場合、その市区町村にて住民税を課税することとなりますので、事業所に住民登録地を再確認する場合があります。）

・扶養欄について、控除対象配偶者および扶養親族の氏名と続柄を記入してください。（受給者が単身赴任しているなどの理由で扶養者と住民登録地が異なり、該当市区町村で世帯員の確認がとれない場合についても、事業所に扶養者の氏名、生年月日を再確認する場合があります。）

・途中就職の場合は、必ず前事業所名、前事業所での給与・社会保険料・源泉徴収税額、退職年月日を記入してください。

（記載がない場合、前職分を合算して年末調整しているのに、

前職分を再度加算して計算してしまうことになり、年末調整後の所得税額がawaなくなる場合があります。このとき、該当市区町村では内容の確認が取れませんので、内容不明で税務署から連絡がいったり、住民税が例年より高く課税されたりします。）

・個人別明細書について、希望または連絡事項等がありましたら備考欄等に記入してください。（徴収方法、訂正分、追加分など）

・受給者1人につき2枚（市区町村提出用）を1組として提出してください。（一番下についている源泉徴収票（交付用）は受給者にお渡しください。また、一般の受給者は緑色、役員や500万円以上の受給者はオレンジ色の給与支払報告書で作成してください。）平成19年中に支払われた給与金額の多少にかかわらず、全員（パート、アルバイトなども含みます。）の個人別明細書を提出していただくようお願いいたします。

・個人別明細書は年末調整関係資料とともに税務署から送られています（11月中旬に送付済み）。不足資料については、室蘭税務署または洞爺湖町役場税

1月から還付申告が始まります

平成19年分の所得税の還付申告受付が、1月から始まります

町では、1月28日から本庁窓口で随時受付を開始します。

申告書は、「確定申告の手引きを」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。

また申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コース」で簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付又は電子申告（e-Tax）により提出できます。

申告相談で税務署にお越しの際は、印鑑、源泉徴収票、諸控除の証明書などの必要書類をご持参ください。

なお3月6日に、洞爺湖温泉支所で相談会を予定しています。

詳しくは、室蘭税務署（☎0143-22-4151）か役場税務財政課（☎74-3003）へ。



務財政課にも用意してあります。

・具体的な記入方法は、年末調整関係資料とともに送付されている「平成19年分年末調整のしかた（国税庁発行）」を参考にしてください。

お問合せ

室蘭税務署 個人課税第3部門

（☎0143-22-4420）

洞爺湖町役場 税務財政課（☎

74-3003）